

## 高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額について

- 高額医療・高額介護合算療養費の合算対象期間は、毎年8月1日から翌年7月31日の1年間となります。
- 初年度の平成20年度については、合算対象期間の途中の平成20年4月1日から制度が始まっているため、当該期間は同日から平成21年7月31日まで（通常12か月→16か月間）となることから、経過措置として自己負担限度額は通常の「4/3倍」の額となります。
- なお、「経過措置（16か月間）の自己負担限度額により算出した支給額」よりも「通常（12か月間）の自己負担限度額により算出した支給額」が多い場合は、通常の自己負担限度額により算出した額が支給されます。
- 経過措置（16か月間）の自己負担限度額は、下記一覧の（ ）内の額となります。

### <自己負担限度額一覧>

世帯内の合算範囲		長寿(後期高齢者)医療制度 +介護保険 の自己負担合計額	被用者保険又は国保 +介護保険 の自己負担合計額 (70~74歳の方がおられる世帯 ※1)	被用者保険又は国保 +介護保険 の自己負担合計額 (70歳未満の方がおられる世帯 ※2)
負担区分				
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円 (89万円)	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
一般		56万円 (75万円)	62万円 ※3	67万円 (89万円)
低所得者	II	31万円 (41万円)	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
	I	19万円 (25万円)	19万円 (25万円)	34万円 (45万円)

※1・2 対象となる世帯に70~74歳の者と70歳未満の者が混在する場合には、①まずは70~74歳の者に係る自己負担の合計額に、※1の区分の自己負担限度額が適用された後、②なお残る負担額と、70歳未満の者に係る自己負担の合計額とを合算した額に、※2の区分の自己負担限度額が適用されます。

※3 平成22年7月末までは「56万円(75万円)」が適用されます。